

# 平成29年度矢掛町国民健康保険保健事業実施計画

## 1 目的

矢掛町国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に向けて、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）に基づいて総合的かつ効果的に実施するものとする。

## 2 基本方針及び実施計画

### (1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進

生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導を軸に、被保険者の状況に対応した受診環境や保健指導体制の整備を図る。

### (2) 普及啓発事業及び疾病予防の推進

様々な工夫を凝らしながら、多様な年齢層の被保険者が参加しやすい普及啓発、体力づくり及び高齢者の活動支援等を実施する。

### (3) 健康教育事業及び健康相談事業の推進

地域の実情に応じた多様な健康教育等を行うとともに、被保険者ごとにきめ細かく実施する。

### (4) 医療費適正化の推進

重複・頻回受診のある被保険者への相談対応や指導、精神科の社会的入院患者に対する退院支援を実施する。また、ジェネリック医薬品の利用促進を図る。

基本方針	実施計画	
	事業名	内容
(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進	人間ドック結果提供事業	人間ドックを受診した方に結果提供をしてもらい、受診結果を振り返ることで健康管理の必要性を認識してもらおう。
	特定健康診査事業	「特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目した効果的・効率な健康診査事業の実施により、被保険者の健康管理を図る。 平成29年度受診率の目標 60% 実施方法：集団健診 ※委託

基本方針	実施計画	
	事業名	内容
(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進	特定保健指導事業	<p>「特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の結果から動機づけ支援及び積極的支援を行う。生活習慣を見直し、行動変容できるよう支援し、健康診査結果の改善並びに医療費の適正化を図る。</p> <p>平成29年度実施率の目標60%</p> <p>実施方法：対象者に集団指導または個別指導を実施する。</p>
	協会けんぽ岡山支部の被扶養者への特定保健指導	将来矢掛町国保に加入する社会保険の特定保健指導の委託を受けて早期介入を図ることで、重症化を予防する。
(2) 普及啓発事業及び疾病予防の推進	疾病予防事業	愛育委員会は母子及び公衆衛生の普及・指導援助を行い、町が実施する健康づくりと社会福祉事業の推進を図ることを目的として、主に所属する地域で活動する。栄養改善協議会は各地区公民館や保育園、小学校で健康づくり、食育の普及を進める。両組織育成により保健活動の推進を図る。
	ウォーキングサロン	年4回、健康づくりの基本である「歩く」ことについて、その効果や歩き方の基本を理解してもらい、ウォーキング愛好者を増加させることで、被保険者の健康増進を図る。

基本方針	実施計画	
	事業名	内容
(2) 普及啓発事業及び疾病予防の推進	がん検診事業	胃、大腸、肺、乳房、子宮、前立腺がんの早期発見・早期治療を目指す。 実施方法：胃・大腸・肺・前立腺は集団検診、乳がん・子宮がんは個別検診。※委託
	脳ドック検診助成事業	脳卒中の早期発見を目的に、検診費用の一部を助成する。
	生活習慣病重症化予防	特定健康診査受診者のうち、生活習慣病の重症化のリスクが高い人に対して受診勧奨を行い、特定保健指導で生活習慣の改善も含めた糖尿病や高血圧管理の必要性を伝える。
(3) 健康教育事業及び健康相談事業の推進	健康教育事業及び健康相談事業	<p><b>健康教育</b></p> <p>生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進に資する。具体的には老人クラブや各地区サロン、幼稚園・保育園・小・中・高校生の保護者を対象に健康づくりの普及・啓発を図る。</p> <p><b>健康相談</b></p> <p>心身の健康に関する個別の相談に対応する。また、町内医療機関と連携し、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの病態別健康相談を実施する。</p>

基本方針	実施計画	
	事業名	内容
(3) 健康教育事業及び健康相談事業の推進	運動教室	生活習慣病の予防・改善のために健康管理センターで毎週5回、昼間運動教室を開催する。また週4回、夜間トレーニングルームを利用し、夜間運動教室を開催し運動の動機づけを行う。
	特定保健指導非該当者保健指導	40～50代の若い世代を優先的に、高血圧要指導者及び非肥満高血糖者等へ、運動や栄養指導を通して適切な自己管理の啓発を行う。
(4) 医療費の適正化	重複・頻回受診者への指導	保健師等が、対象者の背景を把握しながら必要な保健指導及びジェネリック医薬品の啓発を行う。また広報やかげ等を活用し「医療の上手なかかり方」についての情報を流す。
	地域移行支援事業	医療機関や福祉サービス機関と連携を取りながら、精神疾患で社会的入院となっている患者との面会をとおして、退院を支援する。
	ジェネリック医薬品の利用促進	ジェネリック医薬品と先発医薬品の差額通知を実施。 地域の出前講座でジェネリック医薬品の希望シールを配布する。 ジェネリック医薬品の活用促進に関する内容を、広報やかげ、国保やかげに掲載して利用促進を図る。